

業務委託長期契約書（案）

1 業務名称

大阪市舞洲障がい者スポーツセンター_____業務

2 契約金額（税抜）

金 _____ 円 （12箇月分）

（期間：令和2年4月1日 から 令和3年3月31日）

3 履行期間

令和2年4月1日 から 令和4年3月31日（24箇月）

4 履行場所

大阪市舞洲障がい者スポーツセンター（大阪市此花区北港白津2-1-46）

5 保証事項

契約保証金

履行保証保険

上記業務の委託について、委託者と受託者とは上記事項および次項記載の各条項により委託契約を締結するものとし、この契約を証するため本書2通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 大阪市天王寺区東高津町12-10
(委託者) 名称 社団法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
代表者 理事長 石田 易 司 ㊟

乙 所在地 _____
(受託者) 名称 _____
代表者 _____ ㊟

(総則)

- 第1条** 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別冊の図面、仕様書、現場（机上）説明書及び現場（机上）説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 甲は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を乙又は第22条に定める乙の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 乙は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第52条の規定に基づき、甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務委託料内訳書及び工程表の提出)

- 第3条** 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(法令上の責任等)

第4条 乙は、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、その他関係法令の規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(事故等の報告義務)

第4条の2 乙は、本件業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに、その後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、乙は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。業務中止の期間は、甲が指示するまでとする。
- 3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、乙は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護に関する乙の責務)

第5条 乙は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例等の法規及び甲の定めた個人情報保護規程を遵守して、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第6条 乙は、甲から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために乙の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 乙は、第1項の記録媒体等について、甲の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により甲に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。
- 4 乙は、定期的に甲からの要求に応じて、第1項の管理記録を甲に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第8条 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第9条 乙は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、甲より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 乙は、甲の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、乙の個人情報等の保護状況が適切でない認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

第11条 甲は、乙が違反していると認めるときは、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 甲は、乙が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

(保護規程の遵守)

第12条 乙および乙の役職員は、業務の履行に際しては、甲の定めた公益通報者保護規程（以下「保護規程」という。）を遵守して、責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第13条 乙は、当該業務について、甲が定めた保護規程第1条に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を甲〔協会事務局 窓口担当者及び事務局長〕へ報告しなければならない。

2 乙は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、保護規程に定める申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を甲〔協会事務局 窓口担当者および事務局長〕へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第14条 乙及び乙の役職員は、甲が保護規程に基づいて行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取り扱い)

第15条 乙の役職員又は乙の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約の保証)

第16条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては契約金額を一年あたりの額に換算した額の100分の10以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の契約金額を一年あたりの額に換算した額の100分の10、指名競争入札、随意契約においては100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 前各号の規定にかかわらず、甲においてその必要がないと認められたときは、乙は、第1項各号に掲げる保証を付することを要しない。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、業務を行う上で得られた仕様書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(再委託等の禁止)

第19条 乙は、委託業務の処理を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第20条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第21条 甲は、監督職員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する業務を完成させるための乙又は乙の業務責任者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 甲は、2名以上の監督職員を定め、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を經由して

行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第22条 乙は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第23条 甲は、業務責任者又は乙の使用人がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第24条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第25条 甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第26条 乙は、業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第27条** 乙は、業務の実施に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場（机上）説明書及びこれらに係る質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）。
 - (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第28条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第30条において「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたと

きは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第29条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第30条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第31条 乙は、その責に帰すことができない事由又は、その他の正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第32条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第33条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日(第31条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を

定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第34条** 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

- 第35条** 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第36条** 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する（乙が委託業務の処理を他に委任した時も含む）。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務の実施に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

- 第37条** 甲は、第20条、第26条から第30条まで、第32条、又は第35条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第38条** 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 4 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
 - 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 6 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第39条** 乙は、第38条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が、その責に帰すべき事由により第38条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払等)

- 第40条** 乙は、業務の完了前に、業務の出来高部分（第38条第2項の規定により検査職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、検査職員の検査を要しないものにあつては仕様書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する業務委託料相当額（以下「出来高金額」という。）について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来高部分の確認を書面により甲に請求しなければならない。
 - 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求のあった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、甲乙協議して定める。

ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 \leq 出来高金額 \times (9/10)(債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額 \leq 出来高金額(債務が性質上可分の委託契約)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額からすでに部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とするものとする。

(部分払金等の不払に対する乙の業務中止)

- 第41条 乙は、甲が第39条又は第40条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する乙の責任)

- 第42条 乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲は、乙に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることに立証したときは、この限りではない。

- 2 前項において乙が負うべき責任は、第38条第2項又は第40条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第38条第4項又は第5項の規定による業務が完了した日から1年以内に行わなければならない。ただし、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は業務が完了した日から10年とする。

- 4 甲は、業務の完了の際に乙のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

- 5 第1項の規定は、乙の契約違反が仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品

等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 6 乙が、甲の指定する期間内に、履行に応じないときは、甲は乙に代わりこれを行うことができるものとし、その費用は乙が負担する。

(履行遅延の場合における損害金等)

第43条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込があると認めたときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、契約金額を一年あたりの額に換算した額から第40条に規定する部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により第39条第2項若しくは第40条第5項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づく遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第43条の2 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に対し、損害賠償金として、この契約の長期継続契約の契約期間内に支払うことが見込まれる総額の100分の20に相当する額を、甲の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号の一に該当するときも、同様とする。

(1) 乙が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令又は独占禁止法第66条第4項の審決を受け、これらが確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、乙がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反する行為又は乙若しくは乙の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により甲が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、甲は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

(甲の解除権)

第44条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨げたとき。

- (4) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (5) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (6) 乙が、執行条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は執行条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
 - (7) 翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額または削減があったとき。
 - (8) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
- 2 甲は、乙が第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。
- 3 第1項(7号を除く)又は前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は一般競争入札においては契約金額を一年あたりの額に換算した額の100分の10、指名競争入札、随意契約においては契約金額を一年あたりの額に換算した額の100分の5に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第16条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第44条の2 甲は、前条に定めるもののほか、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。)であるとき。
 - (2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき
 - (3) 役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、予定総額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前条第3項及び前項の場合において、第16条の規程により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がおこなわれているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第45条 甲は、業務が完了するまでの間は、第44条第1項、第2項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第46条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第28条の規定により仕様書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第29条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6ヶ月を超えるときは、6ヶ月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反して、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第47条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第40条に規定する部分払に係る部分については、この限りではない。

(解除に伴う措置)

第48条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第44条の2の規程によるときは甲が定め、第45条又は第46条の規定によるときは乙が甲に意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第49条 乙は、仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第50条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期限内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年8.25パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年8.25パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第51条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲乙協議して選定した第三者にその解決のあっせんを依頼するものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、甲乙それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、乙は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第23条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第52条 この契約書に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決をめざす。

なお、重要事項については文書をもって取り扱う。